

(質問第百十六号) 昭和二十二年十一月十一日配付

耕作税課税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月八日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

耕作税課税に関する質問主意書

商人には營業税がある。農民に、耕作税の課税は民主政治の大本と信ずる。一段歩で野菜にて一箇年二万田以上三万田の収益がある。主食物以外の野菜耕作地六拾坪以上に対し課税すべきである。十億万田前後の歳入となると信ずる。之れを海外同胞引揚者の救援に向けるべきと信ずるが政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。